

一般社団法人 Well Trade Project WAKA 肖像権の取扱規程

第1条(目的)

本規程は、WellTrade ProjectWAKA(以下「当法人」という)が主催する大会に参加または関与する、競技者および指導者ならびにその他の関係者の肖像の取り扱いに関し、基本事項を定めることを目的とする。

第2条(定義)

本規程で用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1)本大会とは、当法人が主催する大会の本選および各都道府県で実施される選考会のことをいう。
- ②競技者とは、当法人が主催する大会の本選および各都道府県で実施される選考会に参加する中学生のことをいう。
- (3)指導者とは、当法人が主催する大会の本選および各都道府県で実施される選考会の役員、監督・コーチ・弓率者のことをいう。
- ④本大会関係者とは、競技役員、運営委員、その他の各種委員、補助員、当法人および本大会に関係する機関・競技団体の関係者のことをいう。
- ⑤肖像とは、人の容貌・姿態および個人を特定し得る氏名・愛称・音声・記録等のことをいう。
- (6)肖像権とは、肖像をみだりに撮影もしくは記録され、または、撮影もしくは記録された肖像を公表されない権利、および、肖像のもつ財産的価値を排他的に支配する権利のことをいう。

第3条(肖像の管理)

当法人は、次条以下に定める範囲で、競技者、指導者および本大会関係者の肖像がもつ財産的価値を排他的に支配する権利を有し、適正に管理する。

第4条(当法人等による肖像の利用)

1 競技者、指導者および本大会関係者は、当法人および当法人が認める企業・団体・報道機関等が次の各号の行為を行うことにつき、異議を述べない。

- (1)本大会の開催期間中に、本大会の会場およびその周辺において、競技者、指導者および本大会関係者の肖像を撮影し、または記録すること。
- ②前号により撮影または記録した肖像を新聞、雑誌、ホームページに掲載し、テレビ、インターネットで放映し、広告、宣伝に利用し、または、商品化するなど営利非営利を問わず利用すること。
- (3)第1号により撮影または記録した肖像を有償で譲渡すること。